

「平成 30 年度 診療報酬改定の概要」

厚生労働省保険局医療課 課長補佐 吉川 裕貴 先生

4月21日の福井県内科医会学術講演会、特別講演2では、厚労省より今回の医療・介護保険同時改定の重責を果たされた保険局医療課課長補佐・吉川裕貴先生をお迎えし、今回の改定の概要をお話しいただいた。

先生は、今回の改定では質が高く効率的医療の提供体制を維持実現するため、入院医療に関しては一般病棟入院等の評価体系の見直し（一般病棟7:1入院基本料の弾力的傾斜配置を計るための細分化）、外来医療についてはかかりつけ医の機能の評価の見直し（地域包括診療料等の施設基準の緩和、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診機能の評価、小児かかりつけ診療料の算定要件の緩和）等を行い、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化・連携を計ったと、スライドを用いつつ分かりやすく説明された。更には医療従事者の負担軽減、働き方改革を推進する観点から、チーム医療（業務の共同化、移管等）の推進により勤務環境の改善が得られるよう、常勤要件・専従要件・勤務場所要件の緩和を計ったと話された。

質疑応答では、「小児抗菌薬適正使用支援加算」の算定要件は、適切な説明とその要旨を記した説明用紙の提供であること。また、「向精神薬長期処方に係る処方期間の算出」は平成30年4月1日以降に行う処方を対象とする。すなわち、向精神薬の1年以上投与による減算は、平成31年4月1日より実施されることで、ベンゾジアゼピン系薬の他剤への移行は1年の準備期間が与えられていることが明らかとなり、出席の会員の間からも安堵の溜め息が聞かれた。

吉川先生のお話からは、社会が大きく変化し技術革新が進む中、20～30年先を見据えた安定した医療提供体制維持のための厚生労働省の強い決意をうかがい知ることが出来、改めて我々も意識改革をして、世界に誇るべき国民皆保険制度を守るための努力をせねばならぬと決意させていただいた。

示唆に富むご講演を時間を延長してまで行って下さった吉川裕貴先生に心より御礼を申し上げる次第である。

吉村医院院長 吉村 信